

経済産業省

貿易経済協力局

安全保障貿易管理課 猪狩課長殿

安全保障貿易審査課 和爾課長殿

（写）安全保障貿易管理課

熊野課長補佐殿、杉浦係長殿

安全保障貿易審査課

大崎総括課長補佐殿 吉田係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

制度専門委員会 制度・手続分科会

主査 稲村 國康

包括許可取扱要領の（別表 1）等の「許可条件の適用」の改正要望

1. はじめに

2019年7月1日公布、同年7月4日施行された包括許可取扱要領は、大韓民国向けの輸出手続を厳格化する趣旨で改正されました。その趣旨は理解できるものの、大韓民国が同年8月28日に、輸出貿易管理令 別表第3の地域から削除された後も、たとえば（別表1）の「許可の条件（2）」における「許可条件の適用」は特段見直されず、そのまま継続して規定されています。この状況を踏まえ、下記3.の問題の所在における理由に基づき、下記4.の要望事項において、所要の見直し・改正を要望いたします。

2. 現在の規定—（別表 1）「一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を例に

（別表 1）

	【新】		【旧】
一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用	条 件	適 用
（1） [略] （2）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、（ 中略 ） 範囲又は条件に適合していることを確認すること。	[略] 需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること（いずれも「い地域①」及び「り地域」（次のいずれかに該当する貨物及び技術の「り地域」を仕向地及び提供地とする場合を除く。）以外の地域についての確認を行えば足りる。） ①～⑥は（略）	（1）[略] （2）（新と同じであり、略）	[略] [新 設]

3. 問題の所在

- 1) 2019年7月4日施行で追加された「許可条件の適用」は、好意的に読めば、ストック販売において「り地域」向けに①～⑥の貨物、技術が転売されることがないようにせよ、ということだろうと、解釈できます。しかしながら、「り地域」向けの①～⑥の貨物、技術は、包括許可の対象からはずれ、そもそも個別許可の対象となっているため、包括許可でのストック販売はできず、少なくとも「り地域」向けに関して、この規定は空文化していると思われます。
- 一方、「い地域①」向けの①～⑥の貨物、技術は包括許可の対象であり、「い地域①」から「り地域」へ再輸出、再提供がなされる可能性があります。「いずれも「い地域①」以外の地域について確認を行えば足りる。」となっています。

この最後の文言の解釈については、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページ、包括許可に関する質問の2.一般包括許可・特別一般包括許可において、次のQ&Aがあります。

▼Q16:質問 2019/9/2

ストック販売を行う際に必要とされている確認は、輸出令別表第3の地域向けにストック販売を行う場合についても必要なのでしょうか。

▲A16:回答

一般包括許可、特別一般包括許可の範囲内でストック販売を行う場合に輸出者に求める条件は、①需要者又は利用者として予定される者等についての確認（これらの者が、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められるかどうか）、②転売先が一般包括許可、特別一般包括許可を適用できない第三国でないことの確認、の2点になります。これらの確認は、いずれも「い地域①」と「り地域」以外の地域についての確認を行います。ただし、「り地域」については、「り地域」向けにフッ化水素、フッ化ポリイミド、レジストに係る貨物の輸出や技術の提供が行われないう確認することが必要です。

これまで（大韓民国を含む）「い地域①」については、特に「許可条件の適用」は記載されておらず、これは当該国の輸出管理を信頼し、それを根拠としていると認識しているところです。

この考えは、大韓民国が削除された「い地域①」については維持されているものと考えています。

- 2) 2019年8月28日に大韓民国が輸出貿易管理令 別表第3の地域から削除されましたが、包括許可の「許可条件の適用」は改正されずに現在に至っています。一般包括許可については、次の見解が出されています（「大韓民国」向け輸出管理の取扱いについて 令和元年8月7日 安全保障貿易管理課・安全保障貿易審査課）。
- 「イ 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可
既に取得している一般包括許可証であっても、8月28日以降、当該地域を仕向地とする輸出について、一般包括許可証を使用して輸出することができなくなります。」

改正されないままであると、「許可条件の適用」の「(いずれも「い地域①」及び「り地域」((略))。)
以外の地域についての確認を行えば足りる。）」という文言中に「り地域」の用語があることが理解
できません。あたかも一般包括許可の仕向地として「り地域」が対象になっているようであり、改
正が必要であると思われます。

4. 要望事項

1) 「い地域①」については、従来通り、当該国の輸出管理を信頼していることに変わりがないのであれ
ば、「許可条件の適用」の(別表1)と(別表2)については削除を要望します。

2) また、(別表3)についても、その許可が「特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引
許可」であるにも関わらず、「り地域」向けの④は「外為令別表の3の項(1)に掲げる貨物であつ
て、輸出貿易管理令 別表第1の3の項(1)の貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号へに該
当するものの設計、製造又は使用の技術に係るもの」と「設計、製造」技術が含まれており、削除を
要し、また、「使用」の技術においても、使用の技術(プログラムに限る。)といった限定が必要であ
ると思われます。

⑤、⑥については「設計又は製造に必要なものに限る。」と「特別一般包括輸出・役務(使用に係る
プログラム)取引許可」の対象でないものが記述されています。

①から③の貨物についても、特別一般包括輸出許可の対象ではありません。

このようにいろいろと整合が取れない規定になっており、(別表3)及び(別表4)ともに、「**いづれ
も「い地域①」及び「り地域」以外の地域についての確認を行えば足りる。**）」との内容で十分ではな
いかと思われます。

是非ともご検討のほど、また、所要の改正をお願い申し上げます。

以上